

各地方農政局生産部長
北海道農政事務所生産経営産業部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 殿

(農林水産省) (※1) 生産局畜産部畜産振興課長

家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の適切な処理等のための家畜人工授精所等に対する指導について

今般、黒毛和種の家畜人工授精用精液の処理工程において、複数の種雄牛から採取した精液を混合し、容器に封入した可能性が疑われる事案が判明した。

正確な血統の管理は家畜改良の基本であり、2030 年までに輸出額を 5 兆円まで増やすという目標を掲げ、政府をあげて農林水産物・食品の輸出拡大に取り組む中、このような我が国の和牛生産への信頼を揺るがしかねない事案が判明したことは大変遺憾である。

については、家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵（以下「精液等」という。）の採取及び処理等の工程において、他の家畜から採取した精液等との取り違いや誤った混合を防止するための留意事項等を別添のとおり整理したので、貴農政局 (※2) 管内の各都道府県に対し、精液等の生産を行っている家畜人工授精所等に周知徹底が図られるよう依頼願いたい。

なお、獣医師又は家畜人工授精師は、家畜改良増殖法第 13 条第 4 項に基づき、精液等を容器に収めた上でこれに封を施し、かつ、家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書を添付することが義務づけられており、記載内容に誤りのある家畜人工授精用精液証明書が添付された精液の譲渡等は、家畜改良増殖法第 13 条第 4 項、第 14 条第 1 項又は第 2 項に違反する。このような行為に対し当課としては今後とも厳格に対処していく方針であるので、このことについても併せて周知徹底するよう依頼願いたい。

施行注意：(※1) は、内閣府沖縄総合事務局あてに記載する。

施行注意：(※2) は、北海道農政事務所あては「貴農政事務所」、内閣府沖縄総合事務局あては「貴事務局」と記載する。

公益社団法人	日本獣医師会	会長	}	殿
一般社団法人	日本家畜人工授精師協会	会長		
公益社団法人	全国和牛登録協会	会長理事		
一般社団法人	日本あか牛登録協会	会長		
一般社団法人	日本短角種登録協会	会長理事		
一般社団法人	北海道酪農畜産協会	会長		
一般社団法人	日本ホルスタイン登録協会	会長		
公益財団法人	日本ジャージー登録協会	会長		
一般社団法人	日本養豚協会	会長		
公益財団法人	ジャパン・スタッドブック・インターナショナル	理事長		
公益社団法人	日本馬事協会	会長		
公益社団法人	畜産技術協会	会長		

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の適切な処理等のための家畜人工授精所等に対する指導について

今般、黒毛和種の家畜人工授精用精液の処理工程において、複数の種雄牛から採取した精液を混合し、容器に封入した可能性が疑われる事案がありました。

正確な血統の管理は家畜改良の基本であり、2030 年までに輸出額を 5 兆円まで増やすという目標を掲げ、政府をあげて農林水産物・食品の輸出拡大に取り組む中、このような我が国の和牛生産への信頼を揺るがしかねない事案が起きたことは大変残念です。

つきましては、家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵（以下「精液等」という。）の採取及び処理等の工程において、他の家畜から採取した精液等との取り違えや誤った混合を防止するための留意事項等を別添のとおり整理しましたので、精液等の生産を行っている貴会会員の家畜人工授精所の開設者並びに家畜人工授精師及び獣医師等に改めて周知徹底を図られるようお願いいたします。

なお、獣医師又は家畜人工授精師は、家畜改良増殖法第 13 条第 4 項に基づき、精液等を容器に収めた上でこれに封を施し、かつ、家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書を添付することが義務づけられており、記載内容に誤りのある家畜人工授精用精液証明書が添付された精液の譲渡等は、家畜改良増殖法第 13 条第 4 項、第 14 条第 1 項又は第 2 項に違反します。このような行為に対し農林水産省は今後とも厳格に対処していく方針ですので、このことについても併せて周知徹底いただくようお願いいたします。

家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の採取及び処理等の工程における取り違い等を防止するための留意事項等

1 取り違いや誤った混合の防止策について

家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵（以下「精液等」という。）の採取及び処理等に際しては、複数の家畜から採取した精液や受精卵等の取り違いや誤った混合（以下「取り違い等」という。）をすることのないよう、採取及び処理等の工程において以下に留意して作業を行うこと。

(1) 家畜人工授精用精液の採取及び処理

- ① 家畜人工授精用精液の採取（以下「採精」という。）やその後の希釈などの処理に用いる容器等（採精管、ビーカー等）については、予め雄畜名、識別できる記号又は番号等を記載したラベルの貼付やタグの取り付け等により、他の雄畜から採取した精液に用いる容器等と容易に識別ができるように措置する。また、採精に用いる器具（人工膣のゴム内筒、採精管等）はよく洗浄し、滅菌等されたものを使用し、雄畜ごとに交換するなど取り違い等が生じることのないように留意する。
- ② 採精を開始する前に、採精する雄畜と採精に用いる容器等の識別内容が一致していることを確認する。（例）牛：個体識別番号、豚：品種・耳刻・耳標 等
- ③ 家畜人工授精用精液に希釈液や保存液等を添加し、処理する際においても、容器等の識別措置を継続するとともに、容器や器具同士の接触により取り違い等が生じることのないように留意する。
- ④ 処理した家畜人工授精用精液を最終的にストロー等の容器に収める際にも、事前にストロー等の表示内容（雄畜の名前、採取年月日等）が正しいことを確認する。
- ⑤ 家畜人工授精用精液の採取及び処理に係る記録は作業工程ごとに行うとともに、チェック表等を用い、作業者等を記録する。なお、記録漏れや例えばストローの生産本数が精液を採取した量に比して多いなどの作業工程での誤りが疑われる場合には、直ちに生産や販売を中止する。

(2) 家畜体内受精卵の採取及び処理

- ① 雌畜から家畜体内受精卵の採取（以下「採卵」という。）に用いる容器等（子宮灌流液の回収瓶等）については、予め雌畜名、識別できる記号又は番号等を記載したラベルの貼付やタグの取り付け等により、他の雌畜から採取した家畜体内受精卵に用いる容器等と容易に識別ができるように措置する。また、採卵に用いる器具（バルーンカテーテルやシリコンチューブ等）はよく洗浄し、滅菌等されたものを使用し、雌畜ごとに交換するなど取り違い等が生じることのないように留意する。
- ② 採卵を開始する前に、採卵する雌畜と採卵に用いる容器等の識別内容が一致していることを確認する。
- ③ 家畜体内受精卵を処理（検卵、洗浄等）する際においても、容器等の識別措置を継続するとともに、処理に用いる器具（シャーレ、パスツールピペット等）は雌畜ごとに交換するなど取り違い等が生じることのないように留意する。

- ④ 処理した家畜体内受精卵を最終的にストロー等の容器に収める際にも、事前にストロー等の表示内容（家畜体内受精卵証明書番号等）が正しいことを確認する。
- ⑤ 家畜体内受精卵の採取及び処理に係る記録は作業工程ごとに行うとともに、チェック表等を用い、作業者等を記録する。なお、記録漏れや作業工程での誤りが疑われる場合には、直ちに生産や販売を中止する。

（3）家畜体外受精卵の生産

- ① 卵巣から未受精卵を採取する際に用いる容器等（卵胞液の回収瓶、シャーレ等）については、予め雌畜名、識別できる記号又は番号等を記載したラベルの貼付や、マーカーによる識別番号の記載等により、他の雌畜から採取した未受精卵に用いる容器等と容易に識別ができるように措置する。また、卵巣から未受精卵を採取する際に用いる器具（針、シリンジ等）は、雌畜又は処理ロットごとに交換するなど取り違い等が生じることのないように留意する。
- ② 卵巣から未受精卵を採取する前に、採取する雌畜（とたい又は生体）と採取に用いる容器等の識別内容が一致していることを確認する。
- ③ 未受精卵又は家畜体外受精卵を処理等（検卵、培養、家畜体外授精（以下「媒精」という。）等）する際においても、容器等の識別措置を継続するとともに、処理等に用いる器具（シャーレ、パストゥールピペット等）は、雌畜又は処理ロットごとに交換するなど取り違い等が生じることのないように留意する。
- ④ 媒精に複数の雄畜の家畜人工授精用精液を用いる場合は、③に加え、媒精に使用する器具（パストゥールピペット等）を雄畜ごとに交換するとともに、媒精用シャーレ等には、雄畜名、識別できる記号又は番号等をマーカーにより記載するなどし、他の雄畜の家畜人工授精用精液に用いるものと容易に識別ができるように措置する。
- ⑤ 生産した家畜体外受精卵を最終的にストロー等の容器に収める際にも、事前にストロー等の表示内容（家畜体外受精卵証明書番号等）が正しいことを確認する。
- ⑥ 家畜体外受精卵の生産に係る記録は作業工程ごとに行うとともに、チェック表等を用い、作業者等を記録する。なお、記録漏れや作業工程での誤りが疑われる場合には、直ちに生産や販売を中止する。

2 家畜改良増殖法の違反等について

家畜改良増殖法第13条第4項において、精液等には、それぞれ家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書（以下「証明書」という。）を添付しなければならないと規定されている。また、同法第14条第1項及び第2項において、証明書が添付されていない精液等の譲渡、注入及び移植が禁止されている。このため、故意又は過失にかかわらず、記載内容に誤りのある証明書が添付された精液等を譲渡等する行為は同法に違反する。

精液等を採取、処理及び生産する獣医師及び家畜人工授精師は、このことを十分に認識した上で業務に当たるとともに、精液等の取り違い等の問題が発生した場合は、家畜人工授精所が所在する都道府県等に速やかに報告し、指示を仰ぐこと。